

多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館指定管理者候補者
選定委員会 市民委員募集・選考要項

令和6年5月1日
くらしと文化部長決定

(趣旨)

第1条 この要項は、多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館指定管理者候補者選定委員会設置要綱（令和6年多摩市告示第261号。以下「要綱」という。）第3条第1項第2号に掲げる市民として委嘱される委員（以下「市民委員」という。）の公募による選出にあたり、必要な事項について定めるものとする。

(公募の方法等)

第2条 募集周知は、たま広報（令和6年5月5日号）及び多摩市公式ホームページにより行う。

2 公募期間は、令和6年5月3日から令和6年5月21日までとする。

3 募集する人数は、2人とする。

(応募の資格・方法等)

第3条 市民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の第1号から第3号のいずれかに該当し、かつ、第4号及び第5号を満たしていなければならない。

(1) 市の区域内に住所を有すること。

(2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務していること。

(3) 市の区域内に存する大学に在学していること。

(4) 令和6年5月21日において、多摩市が設置する他の審議会等の委員に委嘱されていないこと。

(5) 多摩市の審議会等における委員としての在任期間が、令和6年5月21日において、通算して8年を超えていないこと。

2 応募者は、次に掲げる事項を書面に記載し、市長に提出しなければならない。なお、様式は第1号に掲げるもの、または任意とする。

(1) 氏名

(2) 年齢

(3) 性別

(4) 現住所

(5) 前項第2号に該当する者にあつては、勤務する事務所又は事業所の名称と所在地、前項第3号に該当する者にあつては、在学する学校の名称と所在地。

(6) 電話番号その他の連絡先

3 応募者は、前項の書面を提出する際、次に掲げるテーマについて記した800字程度の小論文を提出しなければならない。

(1) 小論文のテーマは、「市民活動が盛んになる為の望ましい施設とは」とする。

4 応募書類は、次の各号のいずれかの方法により、公募期間内にくらしと文化部文化・生涯学習推進課に到達したものを収受する。

(1) 応募者本人の持参又は代理人の持参

(2) 郵送

(3) ファクシミリ

(4) 多摩市公式ホームページ内のインターネット手続きによる応募

(資格審査・採点手順)

第4条 提出された応募書類については、予め文化・生涯学習推進課で資格審査を行う。

2 資格審査後に、選考委員により採点基準に基づき採点を行う。

3 採点の際は応募者の氏名等は明示せず、任意の番号を付し採点する。

(選考委員)

第5条 選考委員は、くらしと文化部長を委員長として、文化・生涯学習推進課長、社会教育・文化財担当課長の3人の委員をもって構成する。

(選考基準)

第6条 提出された小論文については、選考委員が以下の採点基準により項目別に審査を行い、各項目の得点集計結果の54点以上の者を市民委員候補者とする。

【評価基準】

(1) 応募にかける熱意：選定委員となる熱意、思いが感じられるか。

(2) 文章の伝達性：誤字・脱字がなく、わかりやすいか。

(3) 文章の構成力：論文として論理的な展開となっているか。

(4) 内容の独自性：内容に独自性があり、市民の目線、生活者起点が反映されているか。

(5) 内容の具体性：内容に具体性が備わっているか。

(6) 内容のバランス：視点に偏りがなく、広い視点で物事を捉えているか。

【採点方法】

(1) 5点：特に良い

(2) 4点：良い

(3) 3点：普通

(4) 1点：もう少し

(選考結果の報告)

第7条 委員長は、市民委員候補者選考後、速やかに選考の結果を、書面により市長に報告するものとする。

(選出の方法)

第8条 市長は、市民委員候補者のうちから、多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則（平成16年多摩市規則第54号）第16条に照らし、選定委員により構成される審査会において総合的に判断し、市民委員の選出を行うものとする。

2 市長は、応募した者の数が第2条第3項の募集定員（以下「募集定員」という。）以下のときは、前項の規定によらず、市民委員の選考を行うことができるものとする。

3 市長は、前2項の規定により選出した者の数が募集定員に満たない場合において、当該満たない数の市民委員を選出するときは、公募以外の方法により市民委員を選出することができるものとする。

(結果の通知)

第9条 市長は、前条の規定により市民委員を選出したときは、速やかに応募した者全員に書面で通知するものとする。

(氏名等の公表)

第10条 市長は、要綱第2条に規定する報告を受けた後、市民委員に選任された者の氏名等を公表するものとする。

(文書の管理)

第11条 第3条第2項及び第3項の規定により提出された書面及び小論文については、これを返還しない。

2 前項の書面及び小論文の保存年限は、3年とする。

(委任)

第12条 この要項に掲げるもののほか必要な事項は、くらしと文化部長が別に定める。

